

中小製造企業と国内外大手製造企業との間の共同研究開発契約 におけるリスクマネジメント

江崎 康弘

Abstract

The main purpose of this study is to discuss how medium and small enterprises from Japan with limited management resources should deal with potential issues associated with the recognition of agreement risks in terms of joint research and development.

When manufacturers expand to overseas markets, it is very important to pay attention to the protection of intellectual property rights. Without understanding what categories of intellectual properties involving their actual technologies and products being exported and used for local manufacturing are applicable to and how they are protected, an investment could well turn out to be a waste.

It is therefore imperative to apply and register intellectual property rights that are needed in the development of overseas business. It should be noted that national intellectual property rights are completely independent of one another. That is to say, intellectual property rights acquired in Japan are in principle not protected abroad with the exception of copyrights. If manufacturers want to export products or manufacture them overseas, they cannot make a claim for rights even if local companies copy them unless such manufacturers obtain intellectual property rights in each individual relevant country.

At the same time, if a manufacturer secures intellectual property rights in a relevant country, they can claim for an injunction suspending the infringement or demand damages when a competitor infringes upon their rights. When a manufacturer chooses countries to apply for intellectual property rights, they need to choose one where they are most likely to license the use of their intellectual property rights, going forward, in addition to factors of relevance such as countries their products are exported to and/or where local production takes place, in addition to competitors' production bases.

In Japan, the government will present a guiding principle to protect intellectual properties and technologies owned by medium and small enterprises in the fall of 2020. This aims to prevent large enterprises with which they are conducting business from unlawfully acquiring and utilizing the intellectual properties and/or technologies of medium and small enterprises. The government appears to also include a support measure based on an appropriate evaluation of intellectual properties and/or technologies by lawyers and patent attorneys so that such medium and small enterprises are not handicapped by agreements when submit-

ting a rough estimate for the budget of Fiscal 2021. The background to this is the fact that an increasing number of large manufacturers are starting to conduct business with medium and small manufacturers with high levels of technological and development strengths. It has been reported that many issues have been found during these transactions. For example, a large company stole know-how that was owned by a small printing company when it visited the printing company's factory for an "inspection." Another case involved a smaller manufacturer jointly developing image recognition technology with a large automobile company, but the automotive manufacturer acquired the rights to the technology without notice and tried to apply it to fields other than automobiles.

Medium and small enterprises that are in a vulnerable position, however, find it "difficult to turn down" such inappropriate use for fear that their business with large enterprises might be terminated. The Small and Medium Enterprise Agency established the Intellectual Property Transaction Study Meeting in July 2020, judging that many joint research agreements are unilateral where only the large enterprises have real rights. The guiding principle from the Japanese government will include specific measures to solve issues such as a shortage of specialists who assist with the management of medium and small enterprises from the viewpoint of intellectual properties and the medium and small enterprises' lack of recognition about the importance of intellectual property protection. The agency will develop support measures to make the utilization of lawyers, etc. easier and also support them in terms of budgetary issues. As such, the Japanese government is ready to offer an actual guiding principle in "supporting medium and small enterprises in the field of intellectual properties."

There are also sometimes cases where large companies from abroad inappropriately acquire and use intellectual properties and/or technologies owned by medium or small enterprises. The above guiding principles, laws and regulations for "supporting medium and small enterprises in the field of intellectual properties" are not applicable to overseas companies at this point in time. Until the Japanese government concludes treaties, etc. pertaining to this matter with other countries, legal force will not be effective. At the moment, therefore, medium and small manufacturers as concerned parties need to pay extra attention to the application and registration of intellectual property rights when expanding to overseas markets and at the same time, recognize the risks from agreements for joint research and development with large enterprises in the West, etc. with which they may partner up with and take countermeasures. However, medium and small enterprises are vulnerable in this regard.

1. はじめに

本研究の目的は、中小製造企業における国内外の大手製造企業との間の共同研究開発契約におけるリスクを明らかにした上で、その対応策の事例を述べることであ

る。

2020年3月に刊行された「長崎県立大学論集（経営学部・地域創造学部）第53巻第4号」にて発表した「外国企業との英文契約書のリスクを読み解く」では、予防法務の観点から英文契約書に潜むリスクのなかで注視すべき事項に絞り取り扱った。現代では、英語を母国語としない当事者同士であっても、国際契約書は英文で作成・締結されることがグローバル・スタンダードである。英文契約であるということだけで、その契約に英米法が適用されるわけではないが、そこに書かれた文章や言葉の英語表現の解釈において、英米法の影響を受けていることは否めないのである。また、グローバル経済をリードしてきた英米の法律、商慣習が国際取引に強い影響を与えてきたという歴史的背景から、国際取引にかかわる紛争の処理において英米法の法理、判例、商慣習が大きな役割を果たし影響を与えてきたのである。具体的には、B to Bビジネスなどで欧米の大企業から不平等な英文契約書を突き付けられた場合、新規ビジネス受注への焦燥感や欧米での訴訟リスクなどから不平等条項を受け入れてしまうことが国際ビジネスに不慣れな中小製造企業に散見されるのである。

しかし、契約交渉の優劣が、当該企業の利益を大きく左右することは明白であり、ビジネスを遂行するに値する契約書に是正することを諦めないことが重要である。不平等英文契約書の是正のためには ①どの条項が不利かを見抜く ②不利な条項をどのように修正すべきかを知る ③有利な条項を勝ち取る交渉戦略を立てる の3段階での対応が肝要である（阿部 2018）。

一方で、阿部が指摘するように、日本企業の方が外国企業より交渉上優位に立つ状況であれば苦悩はないが、日本企業が外国企業と契約交渉をする際、交渉上劣位に立ち、外国企業、特に欧米企業から不平等な英文契約書を受け取ることが往々にしてある。日本企業としては、何とか平等な契約書にすべく悪戦苦闘するが、交渉は難航し、結果的に欧米企業が提示した不平等契約を受け入れてしまうことが多い。これは欧米企業の交渉力もあるが、社内に法務部門や知財部門を保持する日本の大企業でさえも、契約当事者の事業部や営業部門が「受注したい、販路を拡大したい」など実際のビジネスを優先させてしまう結果ともいえるのである。

「平時的状況のもとでは有効かつ順調に機能しえたとしても、危機が生じたときは、大東亜戦争で日本軍が露呈した組織的欠陥を再び表面化させないという保証はない」これは旧日本軍の組織的敗因を分析した名著『失敗の本質¹』の序章からの抜粋であるが、「声が大きく、威勢が良く、潜在するリスクを顧みず前進あるのみの現業部門が強い」という日本の組織的な欠陥が現存する証左かもしれない。

これらを踏まえ、国際取引の現場において、中小製造企業各社が英文契約書上で特に留意すべき事項として、（1）Entire Agreement （2）Parol Evidence Rule （3）添付書類の効力 （4）権限を有する代表者 （5）裁判管轄権や準拠法 （6）不可抗力（Force Majeure）などに関して、事例研究を例示しながら前稿で述べてきた。

一方、国内外の大企業と特定の技術や製品の研究開発を中小製造企業が共同で行う場合および国内外の大企業より研究開発を中小製造企業が受託する案件では契約書作成の必要性が極めて高いが、国内外の大企業から一方的に契約書を押し付けられたり、あるいは契約条項の主旨や潜在的なリスクを認識している中小製造企業が少ないのも事実である。

2. 問題の所在

製造企業を中心にして企業が海外進出する際に、自社が保持する知的財産権を保護することに注意を払うことが重要である。輸出や現地生産で使われる技術や製品が、どのような知的財産に該当し、どのように保護されるのかを把握しておかなければ投資も無駄になりかねない。

後藤（2020）によれば、海外との関係で生じる具体的なリスクは、次のようなものが挙げられる。

- 1) 知的財産の申請や登録を失念し保護が不十分だった
- 2) 出願・申請はしたが、実態と合っていなかった
- 3) 調査不足で進出先の国で、第三者の知的財産権を侵害していた
- 4) 知的財産権を侵害した模倣品が出回ってしまった
- 5) 技術や企業秘密が流出した

これらのリスクを回避するためには、海外で事業を展開する際に必要となる知的財産権の出願と登録が必要である。注意すべき点は、知的財産権は各国で独立している点である。つまり、日本で取得した知的財産権は、海外では著作権を除いて原則として保護されず、製品を輸出したり、海外で製造したりする場合は、対象国ごとに知的財産権を取得しなければ、現地企業などに模倣されても自社の権利を主張できないこととなる。

翻って、対象国で知的財産を取得しておけば、その国における競合他社から権利を侵害された場合に、侵害の差止や損害賠償などを請求できるのである。どこの国で知的財産権を出願するかは、自社製品の輸出国や現地製造国、競合他社の製造拠

点など関連性の高さに加え、今後知的財産権の使用をライセンス化する可能性が高い国を選ぶ必要があるとされる。

また、国内では、政府が中小製造企業の知的財産や技術を保護するための指針を2020年秋にも提示する予定である。取引先の大企業が中小製造企業の知的財産や技術を不当に取得して利用するのを防ぐのが狙いとされる。契約で不利にならないよう弁護士や弁理士が知財や技術を適正に評価することを柱とする支援策を、2021年度予算案の概算要求に盛り込む考えであるとされる（産経ニュース2020.8.14）。

産経ニュースが伝えるところでは、小説「下町ロケット」に象徴される技術力や開発力の高い中小製造企業との取引に動く大手製造企業が増えたことが背景にある。大企業が「立ち会い」と称して中小製造企業の工場を見学した際にノウハウを盗用された印刷業の事例や、大手自動車メーカーと画像認識技術を共同開発した中小製造企業が、大手自動車メーカーに無断で権利を取得され、自動車以外の分野に利用しようとされた事例など、多くの問題が見つかった（図1）。

ベンチャーを含めた幅広い中小と大企業それぞれに対し、公正な取引に向けた環境整備と対等な条件での協業を促すのが今回の政府の目的である。

しかしながら、企業間取引で立場の弱い中小製造企業は、取引を止められるので

図1. 問題とみられる取引事例

知財の 独占	大企業が新興企業の許可なく特許申請できる契約を提示
	共同研究の成果が全て大企業に
	無制限の無償ライセンスを要求
協業を 制限	他業界との協業を長期間禁じられる
	大企業に周辺特許を押さえられ、事業が大きくなる
硬直的 な交渉	契約交渉の意思決定が遅い
	紙の契約書を渡され、内容の変更はできないと通告された
(注) 経産省のヒアリング資料から作成	

(出所) 日本経済新聞2019年12月11日

(<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO53221860R11C19A2EA2000/>)

はないかとの懸念から、こうした不正利用を「断りづらくなっている」（中小製造企業庁の担当者）。調査を受けて中小製造企業庁は2020年7月に知財取引に関する検討会を設置した。共同研究などで大企業だけが権利を保有できる一方的な契約が多いと判断した結果である。指針には、知財の観点から中小製造企業の経営を手助けする専門家が不足していることや、中小製造企業が知財保護の重要性を認識していないことなど課題の解消に向けた具体策を盛り込む。弁護士などを活用しやすくする支援策をつくり、予算面でも後押しする。このように国内では、政府が“知財分野の中小支援”で具体的な指針を出す方向となっている。

一方、取引先が欧米などの外国の大企業でも、国内中小製造企業の知的財産や技術を不当に取得して利用することが散見される。前掲の“知財分野の中小支援”の指針や法令は、現時点では外国企業には適用されず、日本政府が海外各国と本件に関する条約などが締結されるまで、その強制力を待たねばならず、当面は当事者である中小製造企業が、自社の知財保護のために海外進出における知的財産権の出願と登録に細心の注意を払うのと同様に、取引先である欧米などの外国の大企業との間の共同研究開発契約に関するリスクマネジメントの必要性があるが、この点が中小製造企業では脆弱なのである。

3. 共同研究開発契約書

技術系ベンチャー企業の法律対応に詳しい「弁護士法人 内田・鮫島法律事務所」の公知資料および『共同研究開発契約の法務』（重富、酒匂、古庄、2020）より抜粋・引用の上、共同研究開発契約の要点を本節で述べることにしたい。

（1）対象の特定

何をどのように共同開発するのか、当事者間で共通認識にしておくことが重要である。両当事者が目指すところに乖離があると、当然ながら共同研究開発は有用な結果を生みだせない。また、共同研究開発では、成果の帰属や競業禁止義務について規定することが重要だが、共同研究開発の対象が不明確では、これらの範囲についても不明確になり、紛争の原因になり得る。可能な限り開発対象を具体的、詳細に文言にしておく必要がある。ただし、共同開発の過程で開発対象が拡張、変更することもあるので、この点を勘案した幅は必要であろう。

(2) 分担範囲の特定

共同研究開発における当事者の役割分担は多種多様である。例えば、一方の当事者は金銭または人材のみ提供し、他方の当事者のみが開発をするケースもあれば、技術、機能、フェーズによって切り分けて双方で開発を分担するケースもある。可能な限り具体化し、いずれかが担当するか不明確な箇所を残さないようにしなければならない。

(3) 共同研究開発の実施の仕方

当事者のいずれかがどのような情報を開示し、その後他方の当事者がどのような研究開発を進め、いつ、どのような形で報告し、成果を共有するか、ミーティングの設定時期はどうするか、などといったものが考えられる。特に、期限と報告について定めることは、共同研究開発契約の終了を明確にするために必要である。

(4) バックグラウンド情報の扱い

当事者が契約締結時に保有している情報を「バックグラウンド情報」というが、この「バックグラウンド情報」の範囲を明確にし、他社に開示したくない情報まで開示しなくてもよいように規定する必要がある。また、バックグラウンド情報では、秘密保持義務、出願禁止義務、分析禁止義務なども規定すべきである。契約とは直接関係ないが、バックグラウンド情報は、契約締結時に保有していたことを立証できるように保全を十分に講じてから契約締結を行う必要がある。これが不十分な場合、本来、契約当事者である中小製造企業が自由に開示、使用できるはずのバックグラウンド情報が、研究開発情報の成果情報に転じて、契約上の制約を受けてしまうことに繋がる懸念がある。

(5) 共同研究開発の成果の取扱い

最重要事項は成果の取扱いである。この成果情報については、バックグラウンド情報との対比で、「フォアグラウンド情報」と呼ばれる。複数当事者による共同研究開発されたフォアグラウンド情報において、安易に「共有」としてはならないとされる。

成果について特許権を取得する場合、共有の特許権については、別段の当事者間の同意がない場合、共有者自身は自由に実施可能であるが、共有持分の譲渡、実施許諾（ライセンス）などについては、他の共有者全員の同意を得る必要がある。したがって、単独の特許権に比べて処分の自由度が相当狭まることとなる。ただし、海外での特許権の場合は、国によって共有の扱いが大きく異なり注意が必要であ

る。これは、共同開発契約書に、共有持分の譲渡やライセンスの条件について、特段の取り決めがなかった場合、共有持分権者は各国のルールが適用されるのである（重富、酒匂、古庄、2020）。

例えば、米国では、

- 1) 共有持分権者は他の共有持分権者の同意を得ずして、自己の持分を第三者にライセンスをすることができる。
- 2) 米国で発生した成果は、米国の特許庁に第一国出願することが、米国特許法第184条で定められている。（以下関連箇所抜粋²⁾）

35U.S.Code § 184-Filing of application in foreign country

(a) Filing in Foreign Country

Except when authorized by a license obtained from the Commissioner of Patents a person shall not file or cause or authorize to be filed in any foreign country prior to six months after filing in the United States an application for patent or for the registration of a utility model, industrial design, or model in respect of an invention made in this country. A license shall not be granted with respect to an invention subject to an order issued by the Commissioner of Patents pursuant to section 181 without the concurrence of the head of the departments and the chief officers of the agencies who caused the order to be issued. The license may be granted retroactively where an application has been filed abroad through error and the application does not disclose an invention within the scope of section 181.

（訳例）

35U.S.法令第184条-外国での出願

(a) 外国における出願

何人も、特許局長から取得した許可によって承認されている場合を除き、合衆国において行われた発明に関し、合衆国における出願から 6 ヶ月が経過するまでは外国に、特許のための又は実用新案、意匠若しくはひな形の登録のため出願をし、又は出願されるようにし若しくは出願されるのを許可してはならない。許可は、特許局長が第 181条に従って出した命令の適用を受ける発明に関しては、当該命令を出させた部門の長又は機関の主席官の同意がない限り与えられない。出願が海外において錯誤により、欺瞞の意思なく行われ、また、その出願が第

181 条の範囲内の発明を開示していない場合は、許可は、遡及して与えることができる。

なお、米国のほか、英国、フランス(フランス特許法)、シンガポールなどで、第一国出願に関するルールが定められている。また、フォアグランド情報の取扱いについては、共同開発の役割分担から考え、どちらがより発明等の創作をなす可能性が高いか、またその場合の寄与はどの程度なのか、海外での特許権を取得予定か、将来他社にライセンスする可能性があるかなどについて考慮する必要があるだろう。

(6) 輸出管理規制

対象となる技術および技術資料を海外に送付することについて、法規制が存在する場合がある。例えば、米国には、EAR³(Export Administration Regulations)と称される輸出管理規制があり、共同研究開発案件において米国企業が当該契約対象の技術資料を日本企業に送付するに際して規制を受ける場合がある。規制対象に該当するか否かを事前に十分に検討し、該当する場合には輸出許可申請書を行う必要があることを留意する必要がある。

JETROによれば、「米国商務省産業安全保障局(Bureau of Industry and Security: BIS)は、軍事用としても非軍事用としても利用可能な「デュアルユース⁴品目⁵」と呼ばれる商用製品の輸出の管理・規制を管轄しており、米国輸出管理規則(EAR)の執行を所管している。軍事用としての利用を意図しない、純粹に一般向けの商用製品もEAR規制の対象となる可能性がある。また、米国の輸出管理関連法規は、管轄権の及ばない他国での取引にも域外適用される。ある物品が米国から輸出されるときのみでなく、すべての再輸出取引に適用される⁶。」

なお、筆者が前職時代、所属企業が開発・製造した製品のなかに米国から調達した部品を組み込んで完成品として海外に輸出する案件で、米国産部品の再輸出がEARに該当すると米国商務省より指摘され、米国商務省の再輸出許可を取得するのに多大な時間と労力を要したが、中小製造企業では、EARに該当すると経営の根幹を揺るがすことに繋がることも十分に想定され、慎重な対応が望まれる。

(7) 海外における競争法

共同研究開発を行うに際しては、独占禁止法上の問題がないかを確認しておく必要がある。独占禁止法により、共同研究開発により参加者間で研究開発活動が制限を受ける場合がある。国内では、共同研究開発自体で問題が生じるのは、主として

参加者の中に潜在的な場合も含め競争関係にある事業者が複数含まれる場合である。外国企業との間で共同研究開発案件を実行する場合には、国内法での独占禁止法に加え、相手側の外国企業が所属する国での競争法への留意が必要である。

欧州では、競争者間の共同研究開発において、当事者のシェアの合計が25%以下の場合、欧州競争法の適用免除規則が定められている（COMMISSION REGULATION (EU) No1217/2010 of 14 December 2010 on the application of Article 101(3)）。

一方、米国では、司法省および連邦取引委員会により競争者間の協力に関する反トラスト法ガイドライン（Antitrust Guidelines for Collaborations Among Competitors）で、協力関係にある競争業者のシェアの合計が20%以下である場合、通常、競争法上の問題は生じないとされる。これらの規則やガイドラインは、前項のEAR規制と同様に、中小製造企業では経営の根幹を揺るがすことも十分想定され、慎重な対応が望まれる。

4. 事例紹介

本節では、中小製造企業関係者から寄せられた質問ならびにそれに対する回答事例を紹介したい。

（1）特許出願の判断基準

特許出願をすべきか否かについては、まず「特許発明は公開される」との認識のもと、出願するのか、しないのかを決めなければならない。例えば、以下事項に関しての分析が必要である。

- ① 製品を見れば分かる技術か？
- ② 競合者の追従までに時間はかかるか？
- ③ ノウハウの重要性（発明価値）はどれくらいあるか？
- ④ 侵害品の発見および立証が容易かどうか？
- ⑤ 海外でも模倣される可能性があるか？海外市場の重要性は？
- ⑥ 周辺技術や関連商品（消耗品等）で投下資本の回収は可能か？
- ⑦ 秘密として保持しやすい技術か？
- ⑧ 社内の秘密保持体制が整備されているか？

上記⑥に関連するが、当然だが、国内での特許出願・取得・維持には相応の費用がかかる（図2）。

つまり、約80万円を投資すると3年間の特許権が得られる。約105万円を投資すると、10年間の特許権が得られる。これだけの費用をかけて、特許出願をすべきかどうかを判断する場合、特許取得により得られる利益を推定しなければならない。

図2. 特許出願・取得・維持費用

特許取得のための費用	
出願にかかる初期費用	約35万円
出願後、特許取得（3年分の維持費用を含む）までの費用	約45万円
【総額】	約80万円
特許維持に係る年間費用	
10年間維持	約25万円
20年間（満了まで）維持	約100万円

（出典）みなとみらい特許事務所（<https://www.mm-patent.com/first-time-patent/>）

なお、現行のわが国の特許制度における公開は、全ての出願について出願後1年6ヶ月経過した段階での「出願公開」と、特許権の設定登録後の「特許公開」の2段階において行われる（以降、両公開を包括して「出願特許公開」という）。この際公開される事項として、特許の範囲、図面などとともに、明細書がある。明細書には発明の詳細な説明が含まれ、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載されたものでなければならず（特許法第36条第4項）、不十分な場合には出願が拒絶される（同法第49条第4項）。これらの出願・特許情報は、特許庁の発行する紙媒体の公報だけでなくインターネット（「特許電子図書館」⁷⁾）においても公表され、全世界からその内容を確認できるのである（八木2014）。

この特許発明の公開制度に関しては、わが国でも漸く安全保障上、重要な技術を巡る課題が浮上している。技術情報の国外流出を防ぐ「秘密特許」と呼ばれる制度が日本では未整備のままとなっている問題である。先進国はほぼ導入済みで、日本に残された「抜け穴」になるとみられている。テレ朝ニュース（2020年8月12日付け）によれば、日本政府は安全保障上重要な先端技術情報について、海外への流出を防ぐため「秘密特許」の制度の導入に向けて法改正の検討に入り、2021年の通常国会での法改正を目指すとされる。

また、海外で特許を取得するには、「直接各国に出願する方法(パリ条約ルート)」

と、「国際出願経由で各国（約150国）に移行する方法（PCTルート）」の2つがある。以下、誠真IP特許業務法人のHPより引用の上抜粋して紹介する。

費用面では、どちらのルートにおいても、基礎となる日本出願用の費用に加えて別に費用が必要となる。また、これら2つの方法は、出願するまでのプロセスも異なれば、費用項目も異なるが、一律にどちらの方法が優れているかという比較はできない。このため、それぞれのルートの特徴を踏まえて使い分けていく必要があるが、各ルートについて費用的観点を中心に見ていきたい。

1) パリ条約ルート：

通常、日本に第1国出願（通常の国内出願）を行った後、優先期間内（1年以内）にパリ条約に基づく優先権（パリ優先権）を主張して、第2国（権利を主張したい国）に出願をする。この1年間の優先期間は、実質的に猶予期間となり、その間に第2国向けの出願書類を作成するが、この時、第2国で要求される言語で出願書類を作成しなければならないので、日本語で作成された第1国出願の翻訳料が必要となる。

また、第2国への実際の出願手続きは基本的に現地代理人（その国の弁護士又は弁理士）を介さなければならず、現地代理人の手数料（現地代理人費用）が必要となる。そして日本と同様に、その国の特許庁に対して法定の出願手数料も支払わなければならない。そして日本国内の特許事務所は、外国出願を希望する出願人と実際に外国で手続きを行う現地代理人との間の仲介をすることになるため、所定の手数料（国内代理人費用）がかかる。言語の種類にもよる、国内出願に比べると翻訳料、現地代理人費用が必要となり、PCTルートに比べて出願時の初期コストが高くなる傾向があるが、翻訳料、現地代理人費用や出願手数料は、各国で異なるが、目安として60万～120万円程度、国内代理人費用を入れると、85万～150万円程度になるとされる。

2) PCTルート：

第1国出願（通常の国内出願）の後、優先権を主張して出願する点で上記パリ条約ルートと共通しているが、単一の言語および形式の1のPCT出願をするだけで、PCT全加盟国での出願日を確保できる点で特徴がある。このPCT出願は日本語で日本国特許庁に対しても行え、出願時に高額な翻訳手数料や現地代理人費用が不要になる分、初期コストを大幅に抑えることができる。

ただし、PCT出願は各国で出願日の確保が可能だが、特許権を取得するために

は、各国に対してPCT出願の移行手続きを行い、各国の国内法に沿った審査を受ける必要がある。この移行手続きは、所定期間(原則20か月以内(最長30か月以内)) を行う必要がある。

またPCT出願の大きな特徴として、国際調査がある。国際調査では、PCT出願された発明について先行技術調査が行われ、新規性・進歩性を中心に特許可能性に関する見解が示される。この調査結果は、PCT出願をした後、数ヶ月という非常に早いタイミングで取得できるので、早期に発明の権利化可能性を見極め、移行国を選択するか、権利化を継続するか断念するかの意思決定に反映することができる。これにより、グローバルな特許戦略を柔軟且つ効率的に進めることができる。

このようにPCTルートはメリットが多いが、移行国数が少ないとパリ条約ルートより権利化までのトータル費用が高額になってしまう場合がある(目安としては、3-4カ国以上の国で権利化を希望する場合にはPCTルートを選択し、それ以下の移行国数であればパリ条約ルートを選択するというのがコスト的に推奨できる)。費用としては、国内代理人の手料は難易度にもよるが、1件あたり25~40万円であり、PCTルートの国際出願時には、40~60万円の費用を要するとされるがケースバイケースである。梅澤特許事務所⁸⁾によればPCTルートでの総費用は米国では80万円、欧州では200万円と見積もっている。

(2) 秘密保持契約 (NDA)

1) 中小製造企業から基本的な質問に「NDAがあれば秘密は守られるか?」というものがある。

菊地(片山法律会計事務所)によれば以下の通りとされている。

国際ビジネスでは、秘密保持契約書(Non-Disclosure Agreement)の締結や本契約書に秘密保持条項(Confidentiality)などを入れておくことは重要である。当事者は、そこに書かれた秘密保持義務を守らなければならない義務を生じさせ、もし違反すれば、秘密保持義務違反として、損害賠償請求や情報の使用差止請求などの対象になることになるため、有意義とされる。

しかし、これで安心してよいかというと、それは別論である。世の中、約束を破る人は存在しており、企業でもそれは同じである。また、故意に違反したのではないとしても、一度秘密情報が漏洩してしまえば、その損害はもはや回復不能という場合もあり得るのである。

このため、秘密は秘密のまま保持できる、相手に開示しなくとも取引が成り立つというのが最も良いことになろう。所謂「ブラックボックス⁹⁾」を作っておく、相

手方に開示する情報は最小限とし、肝心な部分は伝えず、情報の管理方法をこちらで指定するなどの実務的な対策が重要になってくるのである。商品やサービスによって、どのような情報を開示すべきか、開示方法、開示のタイミング、情報管理の方法などが異なってきますので、事前に十分に検討することが大切である。

なお、当然だが、取引相手が義務をきちんと守る企業であるかどうか、**Due Diligence**（デュー・デリジェンス）¹⁰を行い、企業の実績や、経営者、過去の評判などについて調査することも重要である。

2) NDAの実際

前項記載内容を踏まえ、企業が行うNDAの実際について、本項で述べたい。

①NDAとは

- ・ 技術情報その他の秘密情報が法的に保護される状態を確保するために締結される契約。
- ・ 新製品や新技術の研究開発に向けて、双方が保有するアイデアや知見（ノウハウ等）を出し合うことになるが、これらは当事者にとっての秘密情報であることが少なくない。
- ・ 情報の秘密を保持する措置を講じないまま安易に相手方当事者に開示すると、当該情報は秘密性を失い公知のものになってしまう＝以降、法的保護を求めることができなくなる。
- ・ 相手側に開示する情報が全てNDAの対象になる訳ではなく、「**Confidential**」表示のある情報のみがNDAの対象となる。

②秘密保持契約の2つの場面

- ・ 一緒に組んでやっていくかどうか検討する段階：
候補者を実際にパートナーとして選ぶかどうかを検討するために、それぞれの技術情報その他の秘密情報を相互に開示し合うのが通常→ 情報を開示し合う前に、秘密保持契約書を締結
- ・ 実際に共同研究開発のプロジェクトに入った段階：
共同研究開発契約締結の事実や当該契約の内容、当該契約締結段階において新たに取り決めておくべき事項（「秘密情報」の対象や利用方法の加除修正など）、共同研究開発の成果物を共同研究開発契約書の中で、秘密保持条項を規定する。

③秘密保持契約における具体的な条項

中心となるのは、秘密情報の・非開示、・目的外使用の制限である、

- ・ 秘密保持義務（第三者への開示、漏えいの禁止）
- ・ 目的外使用の禁止

- ・ 秘密情報のコピー（複製）の可否や条件
- ・ 秘密情報の返還・廃棄
- ・ 表明保証・瑕疵担保責任
- ・ 知的財産権の取扱い
- ・ チェンジオブコントロール条項（合併、役員交代、株主構成の変化、M&Aなど）
- ・ 契約に違反した場合の措置（ペナルティー）
- ・ 有効期間
- ・ 準拠法、紛争解決手段

④秘密情報を開示する「目的」

「秘密情報の目的外使用禁止」の範囲

- ・ 「秘密情報の開示範囲」
- ・ 情報開示の「目的」は、具体的に特定し、適切に定義する必要がある、例えば、「甲乙間で、甲が製造技術を有する〇〇を利用した乙の△△についての共同研究開発の可能性を検討する目的」
「甲の〇〇を乙が継続的に購入しこれを販売するか否かを検討する目的」
「甲が製造する〇〇を用いた△△を乙が開発、製造、販売する目的」などである。

⑤対象となる「秘密情報」の特定（定義づけ）

- ・ 専ら秘密を持つ立場＝「秘密情報」は広いほど良い。
- ・ 専ら秘密の開示を受ける立場＝「秘密情報」は狭いほど良い。

⑥秘密保持義務の具体的内容・範囲

第三者への開示、漏えいの禁止

- ・ 会社内の一定の範囲の者のみに開示を制限
- ・ 秘密情報の保管方法や管理体制の特定
- ・ 秘密情報管理体制のチェック
- ・ 情報を保存する媒体等の制限
- ・ 子会社や関連会社の定義と許容範囲などである。

⑦有効期間・終了後の措置

契約期間は長い方が良いか、短い方が良いか？

- ・ 中途解約を認める規定を置くか？
- ・ 自動更新条項は入れるか？
- ・ 契約期間終了後の秘密情報の取扱い、残存条項
- ・ 契約期間終了後の（or開示当事者の要請による）情報の返還・廃棄の義務

- ・ 契約期間終了後の検査（調査）権限

⑧ペナルティー

- ・ 損害賠償請求権
- ・ 違約金請求権
- ・ 契約解除

⑨秘密保持契約の限界

損害の立証が困難

- ・ 時間がかかる（仮処分でも審尋が必要）
- ・ 訴訟手続で、「秘密」が公開されてしまうリスク（秘密保持命令も「未開示」の秘密のみが対象

5. 事例研究

本節では、取引先が欧米などの海外の大手製造企業との間の共同研究開発契約書や秘密保持契約書における具体的な条項を引用して、リスク分析およびその対応策の事例を述べることにしたい。

(1) B-Developed Information.

Information and ideas specifically developed by B under, or in order to perform any purchase order for the provision of goods or services to A, and required for the design definition or unique production requirements of such goods or services shall be owned by and disclosed to A at A's direction, and shall be treated as "A Proprietary Design Information" in accordance with this Agreement.

Such information includes without limitation designs, unique processes, drawings, prints, unique specifications, reports, data, and other technical information, regardless of form, and all unique equipment, tools, gauges, patterns, process sheets or work instructions related to such goods or services.

(訳例)

Bの開発情報

商品またはサービスをAに提供するためにBにより開発された情報およびアイデアはAに所有権が属し、Aの自由裁量でAに開示される。また当該情報は、本契約

に従ってAの機密情報として扱われるものとする。そのような情報には、特段の制約なく、また書式に拘わらず、デザイン、独自のプロセス、図面、印刷物、独自の仕様、レポート、データ、およびその他の技術情報、ならびにそのような商品やサービスに関連するすべての独自の機器、ツール、ゲージ、パターン、プロセスシートまたは作業指示が含まれる。

リスク分析およびその対応策の事例

ここではBが開発した情報およびアイデアなど全てがAに所有権が移転するとなっているが、この場合、以下事項につき注意すべきである。

- ① Bが開発した情報およびアイデアで、新規に特許出願するに値するものはないのか、仮に値する場合、共同出願の権利を留保すべきである。
- ② 今回の新規に開発した情報およびアイデアが、Aが所属する国における既存の特許などに抵触する懸念はないのか、Aが所属する国における既存特許などをAの責任で調査させるべきである。
- ③ Bが開発した情報およびアイデアは全て新規なのか、B社固有のバックグラウンド情報はないのかの吟味が必要である。前掲のとおり、この吟味が不十分な場合、本来、Bが自由に開示、使用できるはずのバックグラウンド情報が、研究開発情報の成果情報に転じて、契約上の制約を受けることに繋がる懸念がある。
- ④ フォアグラウンド情報のなかに、Bが将来本件以外の新規ビジネスに展開、転用できる技術情報はないのか。
- ⑤ 前項③および④への対策として、仮にBが開発した情報およびアイデアなどの所有権をAに移転したとしても、例えばAの競合相手以外へ当該情報およびアイデアなどをBが用いて新規事業展開ができる使用权をBは留保すべきである。
- ⑥ Bが開発したものがソフトウェアプログラムの場合、これは著作権としての扱いを受ける。

特許権と異なり著作権は万国共通となる。Aが発注したソフトウェアの著作権は原則として受注者Bに帰属するので、Aが著作権の帰属を望むのであれば、その旨の契約を締結しなければならない。この際、Aがソフトウェアのバージョンアップを行うのであれば、Aがソフトウェアをバージョンアップする権利及びバージョンアップしたソフトウェアの著作権をBに帰属する旨の特約を締結しなければならない。特約がないと、両権利はBに帰属すると推定される。

またバージョンアップしたものも含めて、Bが著作者人格権（著作者の名誉を守る権利、例えば著作物を公表する権利）を行使しない旨の契約条項を締結しな

ければならないとされる。(新井2008)一般に、システム開発における成果物(ソースコード)は、受注側のシステム開発会社Bのものとされる。発注者側Aとしては「開発費用を支払っているわけだから成果物に関する著作権は自分たちのもの」と考えがちであるが、それは間違いである。著作権とは「成果物を作成した人(あるいは組織)に帰属する権利」になるので、ソースコードを作成したBが著作権を持つことになる。つまり、Bがソースコードをゼロからすべて作った場合、Aの支払い有無は無関係とされる。一方、Aには著作利用権がある。これは、一定の状況下において成果物を利用することができる権利である。ただし、これはBとの協定があって初めて発生する権利になる。主導権はBにある点を留意しなければならない(新井 2008)。

なお、新井はソフトウェアプログラムの扱いを著作権として言及したが、プログラムは、特許でも著作権でも保護することができる。しかし、保護する対象が同じであっても、実際に守られる内容は異なるのである。

1) 著作権の場合

著作法では、プログラムの言語や規約、解法については権利が及ばないが、言語を使用したプログラムの具体的な記述における創作性については、著作権によって保護される。

つまり、あるプログラムを動作させた際、インプットとアウトプットが同じであっても実際に内部で行われているプログラムの記述が異なる場合には、著作権は及ばないのである。

著作権によって保護されるプログラムというのは、極めて狭い範囲となってしまう実際にはデッドコピーを防止するという程度と思われる。従って、プログラムの模倣を防止し他社を排除するための武器として著作権を利用することは難しい。しかし、プログラムはコピーが容易であるため、プログラムのデッドコピーを防止するという観点からすると、著作権を利用することは有効となる。例えば、原則的に複製は著作権者しかできないである。

2) 特許権の場合

特許についても、プログラムをソフトウェアの特許という形で保護することができる。特許の場合が保護する対象は発明であるため、特許で守れるものはプログラムの具体的な記述内容ではなくソフトウェア(アプリケーション)を使ったアイデアとなる。

特許の出願書類には、具体的なプログラムの記述はなく、どのようなハードウェア(システム)によってどういうフローで何を実現するか?ということを中心に記

載する。そして、これらのうちから、特許性のある部分を抽出して権利化を図るのである。

つまり、実際のプログラム内容が異なっている場合であっても、特許として実現する内容が同じである場合には特許権の侵害となる可能性がある。

まとめると、デッドコピーを防ぐのであれば著作権、ソフトウェアを使ったアイデアを守るのであれば特許ということになる（牛田特許商標事務所）。

(2) Remedy

1. B agrees that a violation of any obligation under this Agreement would inflict severe injury upon A which cannot be adequately remedied at law, and that A would be entitled to equitable relief, including injunction, replevin and specific performance, as a remedy for such breach.
2. B further agrees that such remedies shall not be deemed to be exclusive, but shall be in addition to all other remedies available to A at law or equity.
3. B further agrees that A would be entitled to its reasonable attorney fees incurred with respect to a violation of any obligation of this Agreement

(訳例)

救済

1. 本契約に基づくいかなる義務の違反で、法的に適切に救済することができない重大な損害をAに与えた場合、Aが差し止め請求、補填および特定の履行を含む公正な救済を当該違反の救済として、受け取る権利を有することにBは同意する。
2. Bはさらに、そのような救済策が全てであると見なすのではなく、法律（コモン・ロー上の）または衡平法¹³でAが利用できる他のすべての救済策に追加されることに同意する。
3. Bはさらに、本契約のいかなる義務の違反に関しても、Aが合理的な弁護士費用を負担する権利を有することに同意する。

リスク分析およびその対応策の事例

本項は、共同研究開発書に限られた条項ではないが、中小製造企業に取り非常に重要な重要であり、ここで説明したい。法律（コモン・ロー上の）または衡平法の

適用は英米法固有のものである。（詳細 文末脚注6を参照）。この条項では、法律（コモン・ロー）での損害賠償金に加え、衡平法の適用による賠償金以外の差し止め請求、補填および特定の履行等の権利行使がAに与えられることになる。契約交渉段階では、本項について“青天井”ではなく何らかの上限、例えば、Aからの注文金額の累計額などを設けることが必要である。

（3）役割分担での目的未実現での責務

国内の事例であるが、共同研究開発にて役割分担のある一方の当事者が目的実現できなかった場合の判例を紹介したい。

*東京地判1998.12.21（運転シミュレータ事件）

自動車教習所での運転シミュレータの共同開発契約締結に基づく開発で、一方の当事者は担当分野の開発を終えたが、他方が自己の開発担当分の開発ができなかったという事例。契約締結上の過失に基づく損害賠償責任が認められた（田中、高崎2020）。

リスク分析およびその対応策の事例

契約当事者の双方が各々担当分野の開発責務を負う共同開発契約の場合、外国企業との契約の場合特に、後日の紛糾を回避すべく、共同開発契約書に本件に関する規定を明記すべきである。

このために、共同研究開発の進捗状況の確認などのために定期的な打ち合わせ会議を開催し、議事録を都度作成し、開発の進行や継続の可否を判断する意思決定手段を共同開発契約書に明記すべきである。加えて、不成功に終わった場合の精算処理、途中成果物の帰属および以後の事業開発の継続の可否判断基準なども共同開発契約書に明記すべきである。

6. まとめと展望

本稿では、経営資源が限定的な中小製造企業と国内外の大手製造企業との間の共同研究開発契約における契約リスク認識に関する事項に関する対処方法などについて述べてきた。

最後に、中小製造企業の外国企業と共同研究開発契約を締結するに際して、田中弁護士からの戒飭（かいちやく）を踏まえ、以下を提言したい。

（1）共同研究開発は言うまでもなく事業の根幹を成すものである。

- (2) 企業（人）の気は変わるものである。
- (3) 相手先企業が大企業であればあるほど、相手先企業の契約担当者は頻繁に替わる。
- (4) 最初から全てを明文化・条文化（外国企業との場合は当然英語で）することを第一に考える必要性はないが、最初に検討すべき事項、すなわちアジェンダを準備しておくことは必須である。
- (5) ワースト・ノーマル・ベストストーリーの3つの場合をシミュレーションしておくこと。
- (6) 当然だが、まず初めに取引相手が義務をきちんと守る企業であるかどうか、Due Diligenceを行い、企業の実績や、経営者、過去の評判などについて調査することは重要である。

前稿でも触れたが、契約書の重要性の認識、そして事前準備の徹底、このために社内体制が最重要である。これを怠ると取り返しがつかない事態となり、コストや労力が膨大となり、企業規模によっては倒産もあり得ることを心に銘じることが喫緊の課題である。具体的には、社内に専門家（組織）を設け、JETROや弁護士などの外部有識者の意見を適宜参考にし、外部専門家に頼りすぎず最終的な判断は自己責任で行うことを再度銘心すべきであろう。特に、事前準備、つまり、どのように相手と交渉して、有利な条件を勝ち取るかの交渉戦略を立てることが重要であるが、これが中小製造企業のみならず大企業も含め日本企業に欠如していると言われる。契約書全体を俯瞰し、どの条項を死守すべきか、そしてどの条項が譲歩できるのかを定め、そして誰がどの順番でどのように相手に伝え交渉するのかなどの交渉戦略が重要である。

阿部によると、「日本企業は衝突を回避しようとするが、米国企業は敵対的・対決的な態度を取る。また、日本企業は交渉の前段階（準備・情報交換）に注力するが、米国企業は交渉の後段階（駆け引き・クロージング）に注力する」としている。確かに、日本企業は明確なアウトプット戦略を立てず、交渉に入る傾向が強いと感じられる。

これら日米や日本とその他諸国との文化や商習慣などの違いを再度認識の上、日本企業、特に中小製造企業では、然るべき明確なアウトプット戦略のもと、交渉力戦略を立てることが必要であろう。

本稿で述べた共同研究開発は言うまでもなく事業の根幹を成すものであり、中小製造企業では会社の命運を左右することもあり得る点を銘心することが重要である

と考える。

注

- 1 野中郁次郎ほか（1984）「失敗の本質―日本軍の組織論的研究」ダイヤモンド社
- 2 特許庁HP 諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等より引用
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>
- 3 EAR (Export Administration Regulations) は米国法における輸出管理規則のことである。米国の輸出管理関連法規は、管轄権の及ばない他国での取引にも域外適用されている。しかも、ある貨物が米国から輸出されるときだけでなく、再輸出取引に対しても適用されるのである。さらに近年は、非米国製品であっても制裁を受けてしまう法律が立法化されており、EAR規制対象の品目等を取り扱っていない日本企業や日本の大学も、注意を要する。
- 4 デュアルユースとは、大雑把に言えば「軍事用・民生用双方にも用いることの出来る技術」を指す。例えば、軍事用に開発された衛星測位システムのGPSは、カーナビやスマートフォンに不可欠な技術となっているのが典型例である。
- 5 Recently, the term "dual use technology" has often been employed in the second sense: the common technological base supporting both civilian and military technological development can, for instance, provide an opportunity for defense manufacturers to diversify into civilian operations, and/or exploit commercial technologies for military applications. "--Conference Paper Dual use technologies and the different transfer mechanisms; The International School on Disarmament Research on Conflicts (ISO-DARCO) 19th Summer Course Candriai; Jordi Molas-Gallart (SPRU) ; 26 August - 2 September 1998: <http://www.cops.ac.uk/pdf/epn55.pdf>
- 6 出所：<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-020135.html>
- 7 「特許電子図書館（IPDL）」は、2015年3月にサービスを停止した。現在では2015年3月より運用を開始した「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」が使用されている。J-PlatPatには、我が国のみならず欧米等も含む世界の特許・実用新案、意匠、商標、審決に関する公報情報、手続や審査経過等の法的状態（リーガルステータス）に関する情報等が収録されており、無料で特許情報の検索・閲覧サービスを提供している。
- 8 出所：<http://www.umepat.com>
- 9 機能は知られているが、内部構造が不明の装置やシステム。電子回路などで、内部構造を問題にせずに入力と出力、原因と結果だけを扱う場合の、その過程や回路・装置。転じて、処理過程が部外者には不明な仕組みや機構。また、他人が簡単には真似のできない専門的な技術領域を指す。
- 10 デューデリジェンス（Due Diligence, DD）とは、取引や投資を行うにあたって、取引や投資対象となる企業や投資先の価値やリスクなどを調査することを指す。DDには、組織や財務活動の調査をするビジネス・デューデリジェンス、財務内容などからリスクを把握するファイナンス・デューデリジェンス、定款や登記事項などの法的なものをチェックするリーガル・デューデリジェンスなどがある。
- 11 チェンジオブコントロール（COC：Change of control）条項とは、一般の商取引の契約書において、M&Aによる経営権の移動があった場合の対応について言及した条項である。内容としては、その会社が取引先と交わしている契約に解除事由が発生した場合や契約相手に対して通知または承諾を得なければならないといったものである。
- 12 出所：<https://www.ryupat.com/gaiyou/#shoukai>

13 出所：<http://www.takahashi-office.jp/column/houritsu-keiyakusho/19.htm>

「コモン・ロー」と「エクイティ」という言葉が用いられる典型的な規定を挙げて、英文契約書で用いられる場合に限定して具体的に説明する。

“A party's remedies set forth herein are not exclusive and are in addition to any and all other remedies available at law or in equity.”

「本契約に定める当事者の救済は排他的なものではなく、コモン・ロー上またはエクイティ上のその他のあらゆる救済に追加される。」

「コモン・ロー」と「エクイティ」とはかつて英国に存在した法制度である。「コモン・ロー」は「普通法」、「エクイティ」は「衡平法」とそれぞれ訳される場合がありますが、「憲法」や「民法」のような特定の法律ではなく、法制度の名称です。英国には「コモン・ロー」と「エクイティ」という異なる2つの法制度が併存し、それぞれ別々の裁判所で運用され手続きも異なるものであった。しかしその後、「コモン・ローとエクイティの融合 (merger of law and equity)」が行われ裁判所も手続きも1つに統合され、現在では英文契約書のもととなる英米法 (Anglo-American Law) という1つの法体系にまとめられている。単純化すれば、「英米法=コモン・ロー+エクイティ」ということである。そのため英米法には、「コモン・ロー」という制度のもとで認められていた「コモン・ロー上のもの (救済や権利など)」と、「エクイティ」という制度のもとで認められていた「エクイティ上のもの (救済や権利など)」が併存する。

「英米法に基づく救済には、コモン・ロー上の救済とエクイティ上の救済があるが、この契約に定める当事者の救済は、コモン・ロー上の救済とエクイティ上の救済を排除するものではなく、これらの2つの救済に追加される。」という意味である。要するに「英米法=コモン・ロー+エクイティ」であるので、「コモン・ロー上またはエクイティ上のその他のあらゆる救済」とは、「英米法上のその他すべての救済」という意味であり、すべてのものを網羅するために、「コモン・ロー」と「エクイティ」の両方に言及するわけである。

もう1つの典型的な規定は以下の規定である。

“Licensee acknowledges that its breach of this Agreement may result in irreparable injury to Licensor for which there will be no adequate remedy at law, and Licensor shall be entitled to equitable remedy, including specific performance and injunctive relief, in the event of any breach or threatened breach of this Agreement by Licensee.”

「ライセンサーは、ライセンサーによる本契約の違反の結果、ライセンサーに回復不能な損害が発生する可能性があり、当該損害について十分なコモン・ロー上の救済がないことを認め、ライセンサーは、ライセンサーが本契約に違反した場合、またはその恐れがある場合、特定履行および差止命令による救済を含めたエクイティ上の救済を求めることができるものとする。」

上記の「コモン・ロー上の救済」とは金銭による損害賠償 (金銭賠償: monetary damages) のことであり、「エクイティ上の救済」とは特定履行 (契約上の義務を履行させること) や差止命令による救済 (契約に違反する行為をやめさせること) などのことである。従って、上記の規定の趣旨は、「ライセンサーがライセンス契約に違反して、ライセンス契約によって認められない方法で権利を行使したり、ライセンス契約に定められた義務を履行しない場合、ライセンサーに回復不能な損害が発生する可能性があり、その場合、ライセンサーに発生した損害を事後的に金銭で賠償することは不十分であって、ライセンサーは、法的手続きにより、その前に契約上の義務をライセンサーに履行させたり、契約に違反するライセンサーの行為をやめさせたりすることもできます。」ということである。

このように、「コモン・ロー」と「エクイティ」の意味ではなく、「コモン・ロー上の救済」と「エクイティ上の救済」の意味を知ることが重要であり、また契約書の規定を理解するにはそれで十分ということになる。

上記の「コモン・ロー上の救済 (remedy at law)」のように、「エクイティ (equity)」と並べて使用されている「law」は、「法律」や「法的」という意味ではなく、「コモン・ロー (common law)」を意味することに注意してください。「remedy at law」を「法的救済」などと訳している場合を見かけますが、正しくは「コモン・ロー上の救済」です。また「equitable remedy (エクイティ上の救済)」に対して「legal remedy」という場合がありますが、これも「法的救済」ではなく「コモン・ロー上の救済」であり、「legal」は「エクイティ」に対する「コモン・ロー」を意味します。もちろん、「law」と「legal」が本来の「法律」や「法的」といった意味で用いられる場合もあるので、文脈からいずれかを適切に判断しなければならない。

参考文献

- 阿部隆徳 (2018) 「アメリカ企業からの不平等英文契約書への対処法」『知財管理』Vol.68、No.7、pp.860-869
- 一色正彦、竹下洋史 (2018) 『契約交渉のセオリー』第一法規
- 大西宏一郎、枝村一磨、山内勇 (2014) 「中小企業における共同研究の有効性と成果の権利帰属に関する実証分析—特許の共同発明・共同出願の観点から—」『日本政策金融公庫論集』第23号
- 猿渡映子、佐々木ひろみ、佐藤弘基 (2016) 「国際共同研究におけるリスクマネジメント」『研究技術計画』Vol. 31, No. 2, 2016
- 重富貴光、酒匂景範、古庄俊哉 (2020) 「共同研究開発契約の法務」中央経済社
- 田中雅敏、高崎慎太郎 (2020) 『共同研究・共同事業に関する契約の注意点』オンラインセミナー、2020年7月20日

WEB資料

- 新井景親 (2008) 「ソフトウェアの著作権は誰に帰属するか？」
(<http://knpt.com/contents/news/news00090/news90.html>)
- 片山法律事務所 (<https://www.mkikuchi-law.com/>)
- 後藤 (2020) 「知的財産権が侵害された場合の対処法 | 特許権や産業財産権などの問題とは」
(<https://tsl-magazine.com/category05/intellectual-property-infringement/>)
- 産経ニュース (<https://www.sankeibiz.jp/macro/news/200814/mca2008140500006-n1.htm>)
- 誠真IP特許業務法人 (<https://www.ssip.or.jp/global>)
- テレ朝ニュース、2020年8月12日付け
(https://news.tv-asahi.co.jp/news_politics/articles/000190582.html)
- 特許庁 (<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>)
- 日本経済新聞2019年12月11日
(<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO53221860R11C19A2EA2000/>)
- 弁護士法人 内田・鮫島法律事務所 (<http://www.gijutsu-venture.com/archives/1593>)
- みなとみらい特許事務所 (<https://www.mm-patent.com/first-time-patent/>)
- 八木雅浩 (2014) 「特許制度に基づく技術情報の公開による 大量破壊兵器の拡散リスク」CISTEC Journal 2014.11 No.154
(https://www.cistec.or.jp/service/daigaku/data/1411-01_tokusyuu02.pdf)
- JETRO資料 (<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-020135.html>)

謝辞

本論文の作成にあたり、専門的な知見および適切な助言をいただきました東京都中央区京橋のサンライズ国際特許事務所所長の岩壁冬樹弁護士に感謝いたします。知的財産に関する法律は毎年のように改正されており、法律改正の動向を把握することや、改正された法律を正しく理解して適切に説明していただくことは知的財産の専門家でないと困難であり、本研究の主旨をご理解し快く協力して頂いた岩壁冬樹弁護士に重ねて御礼申し上げます。